

## 福祉 (高齢・障害等)

### 認知症サポーター フォローアップ講座

▷日時 8月14日(水)14:00~15:30  
 ▷場所 区役所10階会議室  
 ▷対象 区内在住かつ在勤(学)で認知症サポーター養成講座を受講済みの方  
 ▷定員 30人(先着順)  
 ▷講師 下垣光氏(日本社会事業大学教授)  
 ▷申込方法 電子申請か問合せ先へ  
 ▷申込締切日 8月7日(水)  
 ▷問合せ 高齢福祉課  
 TEL (5246) 1225



詳しくはこちら

### 民生委員・児童委員が変わりました

▷新任委員(担当区域)  
 ・伊藤恵美子氏(浅草3丁目1~3・25~30、浅草4丁目1~4・48・49、浅草6丁目8~15、28~31)  
 ▷問合せ 福祉課  
 TEL (5246) 1172

## 保険・年金

### 6年度(7月~7年6月)の国民年金保険料免除・納付猶予の申請を受け付けています

▷必要な物 本人確認ができる物(運転免許証・マイナンバーカード等)、年金番号のわかる物(年金手帳・基礎年金番号通知書等)

※マイナポータルから電子申請ができます。  
 ※申請後、本人・配偶者・世帯主(納付猶予は本人・配偶者)の所得の審査があります。  
 ※退職した方は、特例的に免除が認められる制度があります。  
 ▷問合せ 区民課国民年金係(区役所3階①番)  
 TEL (5246) 1262



詳しくはこちら

番票が貼付されているものと同様の取り扱いです。

▷問合せ 建築課  
TEL (5246) 1332



詳しくはこちら

### 住まい探しにお困りの方に向けた入居相談窓口(予約優先)

▷日時 月~金曜日8:30~17:00  
 ▷対象 区内在住の高齢者、障害者、ひとり親世帯の方など  
 ▷場所・申込み・問合せ 住宅課(区役所5階⑩番)  
 TEL (5246) 1468



詳しくはこちら

## 健康

### 女性医師による女性のための健康相談「婦人科」(予約制)

▷日時 8月7日(水)13:00~15:00(1人約20分)  
 ▷場所 台東保健所4階  
 ▷対象 区内在住かつ在勤で、更年期や月経不妊などでお悩みの女性  
 ▷申込み・問合せ 台東保健所保健サービス課  
 TEL (3847) 9497

## 住宅 まちづくり

### 住居表示の戸番票をお渡しします



法律により、建物には住居番号を表示することが義務付けられています。  
 戸番票が破損・汚損等している建物の所有者、管理者または使用者はお問合せください。戸番票を無償で送付しますので、自身で貼付して下さい。  
 ※表札等により表示されている場合は、戸

## 国民健康保険に加入している方へ

### ●新しい高齢受給者証を送付します

国民健康保険に加入している70~74歳の方(後期高齢者医療制度の加入者は除く)の高齢受給者証が8月に更新されます。新しい高齢受給者証は、世帯主あてに7月23日(火)頃発送予定です。

5年中の所得によっては、医療機関での窓口負担金の割合(2割か3割)が変更になる場合があります。

▷問合せ 国民健康保険課資格係 TEL (5246) 1252

### ●「限度額適用認定証」「食事療養標準負担額減額認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新手続きについて

現在の認定証の有効期限は7月31日(水)です。引き続き必要な方は、7月31日(水)までに更新手続きをしてください。

なお、マイナ保険証を利用すれば限度額適用認定証等の提示は不要となります。マイナ保険証をぜひご利用ください。

※新規の申請は、随時受け付けています。

※保険料の滞納があるときは、交付できない場合があります。

▷問合せ 国民健康保険課給付係 TEL (5246) 1253



詳しくはこちら

## 後期高齢者医療制度に加入している方へ

### ●新しい後期高齢者医療被保険者証(保険証)を送付します

8月1日(水)から使用する新しい保険証(青竹色)を、7月中旬に簡易書留で発送します。

▷有効期間 8月1日(水)~7年7月31日(水)



### ●「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(減額証)」[後期高齢者医療限度額適用認定証(限度証)]を送付します

現在の減額証および限度証の有効期限は7月31日(水)です。新しい証は、対象の方に7月下旬に発送します(更新手続き不要)。

新規の申請は随時受け付けています。申請について詳しくはお問合せください。

なお、マイナ保険証を利用すれば減額証・限度証の提示は不要となります。マイナ保険証をぜひご利用ください。

### ●保険証、減額証、限度証の廃止について

12月2日(月)以降、紙の証の交付は終了となります。お手元にある有効な証は、記載内容に変更がなければ、券面に記載の有効期限(最長で7年7月31日(水))まで使用可能です。紙の証廃止については、決まり次第区HP等でご案内します。

▷問合せ 国民健康保険課後期高齢者医療係 TEL (5246) 1254



詳しくはこちら

## はつらつサービス有償ボランティア募集中

高齢者や障害のある方の日常生活を支援する「はつらつサービス」のボランティア活動をしてみませんか。

活動には謝礼金の他にボランティアポイントが付き、フオカードと交換できます。



詳しくはこちら

●ボランティアポイントとは  
 ボランティアの育成・支援、福祉サービスの向上を目的に実施しています。対象施設で活動すると、ポイントが付きま

●登録時研修(要予約)  
 ▷日時 毎月第1・3金曜日 14:00~16:00  
 ▷場所・申込み・問合せ 台東区社会福祉協議会  
 TEL (5828) 7541



詳しくはこちら

## 介護保険のお知らせ

問合せ 介護保険課 TEL (5246) 1249

### 介護保険負担割合証を送付します

サービスを利用するときの利用者負担の割合(1~3割)を記載した、介護保険負担割合証を送付します(介護保険被保険者証とは異なります)。サービス利用時に、介護保険被保険者証と一緒にサービス事業所に提示してください。

▷対象 要介護認定を受けている方  
 ▷発送時期 7月下旬  
 ※要介護認定申請中の方は、発送が遅れる場合があります。

### 介護サービス利用者負担額軽減確認証について

軽減制度に協力する事業所のサービスを利用した場合、介護サービス費の利用者負担および食費・居住費(滞在費)の4分の1を軽減します。

▷対象 次の全てに該当し、区が生計困難と認めた方 ①世帯全員の住民税が非課税 ②世帯の前年の収入(送りや手当、非課税年金等を含む)が、単身世帯で150万円以下(世帯員が1人増えるごとに50万円加算) ③世帯の預貯金等の額が、単身世帯で350万円以下(世帯員が1人増えるごとに100万円加算) ④自宅以外に活用できる資産(土地や家屋等)を所有していない ⑤負担能力のある親族等に扶養されていない ⑥介護保

険料を滞納していない  
 ▷対象サービス 訪問介護・通所介護・短期入所生活介護、特別養護老人ホームにおける施設サービス等  
 ●「介護サービス利用者負担額軽減確認証」をお持ちの方へ

現在お持ちの確認証は、7月末日で有効期間が終了します。申請書を送付していますので、更新手続きがまだお済みでない方は、至急手続きをしてください。

### 介護保険負担限度額認定証について

介護保険施設などの食費・居住費(滞在費)が所得等に応じて軽減されます。※居住費(滞在費)の負担限度額が、8月から変わります。詳しくは、区HPをご覧ください。

▷対象サービス 特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護医療院への入所や短期入所サービス(ショートステイ)の利用  
 ●「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方へ

現在お持ちの確認証は、7月末日で有効期間が終了します。申請書を送付していますので、更新手続きがまだお済みでない方は、至急手続きをしてください。



詳しくはこちら